平成22年2月9日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 平成21年(ワ)第18640号 商標権移転登録手続請求事件 口頭弁論終結日 平成22年2月8日

圳

原告株式会社OSK日本歌劇団訴 訟 代 理 人 弁 護 士岩崎浩平被告株式会社ワンズ・イーブン

訴訟代理人弁護士 片 岡 全

決

樹

主

- 1 被告は、原告に対し、別紙登録商標目録1ないし3記載の各登録商標 について、それぞれ平成20年11月11日付け分割計画を原因とする 商標権の移転登録手続をせよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

- 1 原告は,主文同旨の判決を求め,請求原因として次のとおり述べた。
  - (1) 当事者
    - ア 原告は、レビューの製作及び講演、演劇その他の各種の興業等を目的とする株式会社である。
    - イ 被告は、小物、洋品雑貨、化粧品、洋服、アクセサリーの卸売及び販売、 ダンス教室の経営、各種イベントの企画、運営等を目的とする株式会社で ある。
  - (2) 原告と被告の関係

被告は、新設分割により原告を設立することとし、平成20年11月11日,分割計画(以下「本件計画」という。)を作成し、本件計画に係る計画書(以下「本件計画書」という。)を作成した。

原告は、平成21年1月7日、本件計画に基づき設立された。

## (3) 商標権の移転登録義務

- ア 被告は,別紙登録商標目録1ないし3記載の各登録商標について,商標権(以下,併せて「本件各商標権」という。)を保有している。
- イ 本件計画書には、「本分割によって、乙(判決注:原告)が甲(判決注:被告)から承継する資産は、分割期日(判決注:平成21年1月7日)における本件事業に関する資産及びこれに付随する一切の権利(別紙資産目録のとおり)とする。」と定められ、同資産目録には本件各商標権が列挙されている。

したがって,被告は原告に対して本件計画を原因とする本件各商標権の 移転登録手続をする義務を負う。

- ウ しかるに、被告は原告に対し本件各商標権の移転登録手続をしない。
- (4) よって,原告は,被告に対し,本件計画に基づき,本件各商標権について, それぞれ平成20年11月11日付分割計画を原因とする商標権の移転登録 手続をすることを求める。
- 2 被告は、本件口頭弁論期日に出頭せず、上記請求原因事実を争うことを明らかにしないので、これを自白したものとみなす。

以上の事実によると,本訴請求は理由があるからこれを認容することとし, 主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第21民事部

裁判長裁判官 田 中 俊 次

裁判官 北 岡 裕 章

下

隼

人

Щ

裁判官